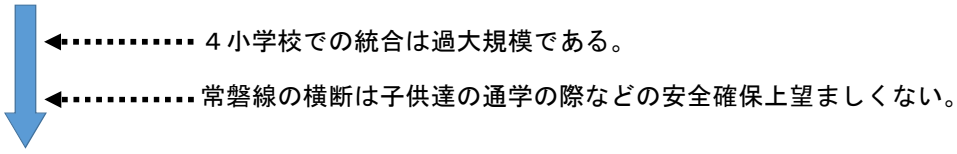


■上大津地区全体の適正配置について

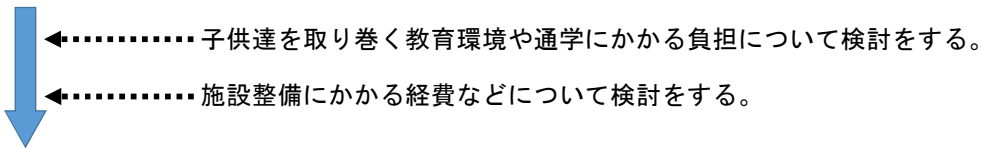
＜これまでの協議経過＞

●上大津地区小学校の現状と課題の整理を行う。《第1回検討委員会》

●「土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針」に基づき、適正配置に向けた方策（隣接する学校との統合、学校の再編成・新設、通学区域の見直し）による様々な具体的なシミュレーションを実施する。《第2回検討委員会》



●今後も適正な教育環境維持が可能な神立小学校を除き、上大津東小学校、上大津西小学校、菅谷小学校の諸問題を解消するための適正配置を行うこととする。《第3回検討委員会》



●3つの視点（適正規模、行政に関する課題、教育上の課題）より、候補を以下の3案とし、引き続き検討を進めることとする。《第4回検討委員会》

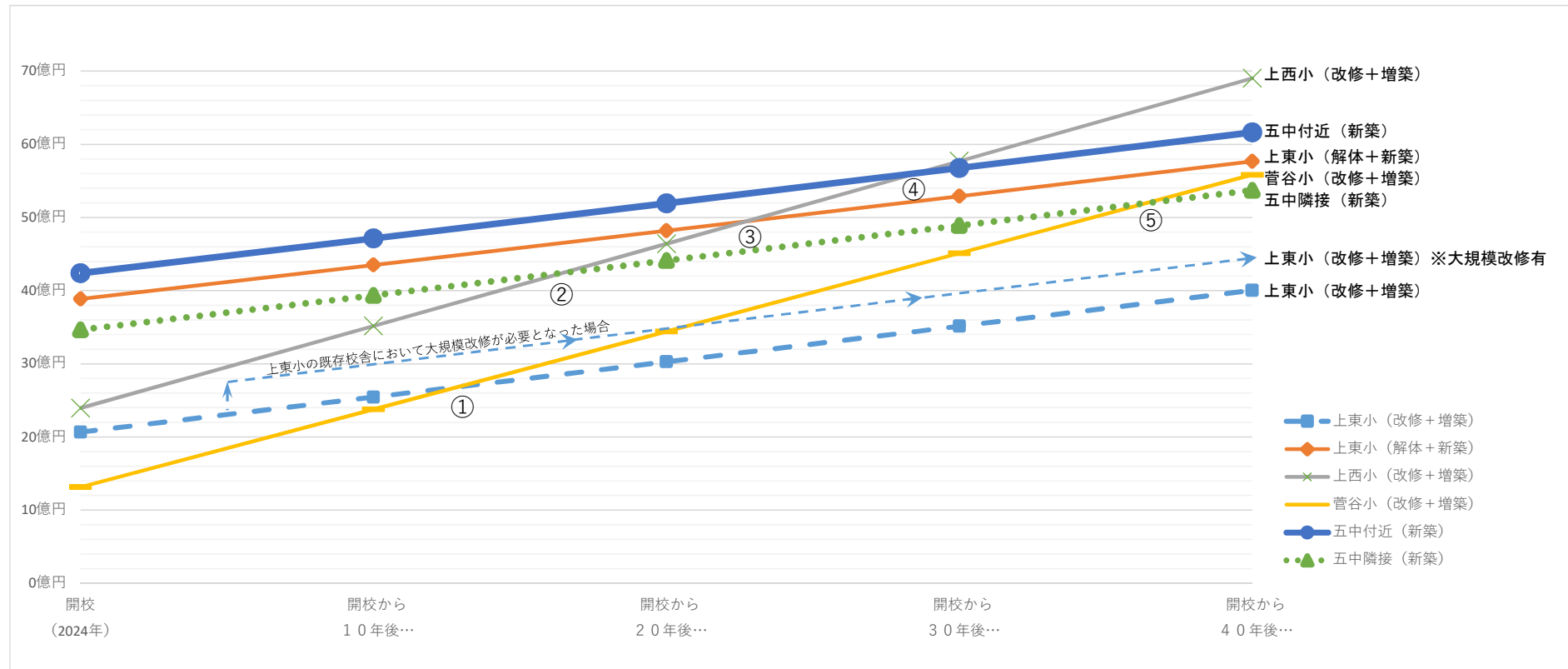
- (案1) 神立小学校を除く3小学校を統合し、その統合先を上大津東小学校とする。
 (案2) 神立小学校を除く3小学校を統合し、その統合先を土浦第五中学校付近とする。
 (案3) 神立小学校を除く3小学校を統合し、その統合先を土浦第五中学校隣接とする。
 (ただし、土浦第五中学校の施設の一部（プール、体育館及びグラウンド）を共用とする。なお、新校舎にも小体育館は新設する。)

＜方策別課題等一覧_2024年度（平成36年度）＞【神立小学校を除く3小学校で統合】

方策パターン	統合パターン	統合先	施設整備方法	学校用地追加面積	適正規模 (◎:12点 ○:6点 ×:0点)	行政に関する課題 (◎:6点, ○:4点, △:2点, ×:0点)			教育上の課題 (◎:6点, ○:4点, △:2点, ×:0点)			評価点 合計	方策の有効性		
						施設整備費等の経費 イニシャルコスト (用地買収費 施設整備費 ICT機器整備 など)	ランニングコスト(40年間) 施設修繕費 スクールバス運行費 光熱水費 市費人件費 など	スクールバス 対象者数	教職員の配置 について	学校運営 について	児童生徒の 活動について			小中一貫教育 について	
3小統合	上東小 + 上西小 + 菅谷小	案1	上東小 改修+増築 または 解体+新築	12,195㎡	満たす ◎	20.7 億円 △	19.4 億円 ○	147人 △	◎	◎	◎	◎	◎	方策の有効性「A」 : 評価点44点以上 (評価点満点の80%以上) 方策の有効性「B」 : 評価点33点以上 (評価点満点の60%以上) 方策の有効性「C」 : 評価点33点未満 (評価点満点の60%未満) ※評価点満点: 54点 ※「×」の判定がある場合、 方策の有効性は「D」とする	
		案2	五中付近 五中施設の 共用無	24,562㎡	満たす ◎	42.4 億円 △	19.2 億円 ○	153人 △	◎	○	○	○	○		
		案3	五中隣接 五中施設 一部共用	14,917㎡	満たす ◎	34.6 億円 △	19.1 億円 ○	153人 △	◎	◎	◎	◎	◎		
		(参考)	上西小	改修+増築	12,053㎡	満たす ◎	24.0 億円 △	45.1 億円 △	510人 ×	◎	◎	◎	◎		◎
		(参考)	菅谷小	改修+増築	不足なし	満たす ◎	13.1 億円 ○	42.7 億円 △	475人 ×	◎	◎	◎	◎		◎

方策の有効性「A」
: 評価点44点以上
(評価点満点の80%以上)
 方策の有効性「B」
: 評価点33点以上
(評価点満点の60%以上)
 方策の有効性「C」
: 評価点33点未満
(評価点満点の60%未満)
 ※評価点満点: 54点
 ※「×」の判定がある場合、
 方策の有効性は「D」とする

■統合校の施設整備及びスクールバス運行等に係る経費（累計額）の推移



- グラフの交点の位置
- ① 菅谷小(改修+増築)と上東小(改修+増築)の交点：開校から13年後
 - ② 上西小(改修+増築)と五中隣接(新築)の交点：開校から16年後
 - ③ 上西小(改修+増築)と上東小(解体+新築)の交点：開校から23年後
 - ④ 上西小(改修+増築)と五中付近(新築)の交点：開校から29年後
 - ⑤ 菅谷小(改修+増築)と五中隣接(新築)の交点：開校から36年後

■イニシャルコストとランニングコストの経費詳細

統合パターン	統合先	統合時の施設整備方法	イニシャルコスト(億円)		ランニングコスト(億円)							合計					イニシャルコストとランニングコスト(40年間の総額)		
			用地買収や施設整備等に係る経費	ICT機器整備費	施設修繕費				スクールバス運行費(1年間)	光熱水費(1年間)	市費職員人件費(1年間)	イニシャルコスト(億円)	ランニングコスト(億円)						
					開校～開校10年後までの10年間	開校10年後～開校20年後までの10年間	開校20年後～開校30年後までの10年間	開校30年後～開校40年後までの10年間					施設修繕費40年間の合計	スクールバス運行費40年間の合計	光熱水費40年間の合計	市費職員人件費40年間の合計		ランニングコスト40年間の合計	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	A+B	C+D+E+F	G×40	H×40	I×40						
上東小 + 上西小 + 菅谷小	案1	上東小	改修+増築	20.6	0.02	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.1	0.1	20.7	1.3	10.6	2.4	5.0	19.4	40.1
			解体+新築	38.8	0.04	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	38.9	0.8	10.6	2.4	5.0	18.8	57.7
	案2	五中付近	新築	42.3	0.04	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1	42.4	0.8	11.0	2.4	5.0	19.2	61.6
	案3	五中隣接	新築	34.6	0.04	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	34.6	0.7	11.0	2.3	5.0	19.1	53.7
	(参考)	上西小	改修+増築	23.9	0.04	0.2	0.2	0.2	0.3	0.9	0.1	0.1	24.0	0.9	36.7	2.4	5.0	45.1	69.1
	(参考)	菅谷小	改修+増築	13.1	0.02	0.2	0.2	0.3	0.3	0.9	0.1	0.1	13.1	1.1	34.2	2.4	5.0	42.7	55.8

※上東小(改修+増築)において、校舎①②が大規模改修が必要となった場合の経費：4.4億円

本市における小中一貫教育の考え方（「土浦市小中一貫教育基本方針」より抜粋）

- 小中一貫教育に関する基本理念
本市が目指す小中一貫教育は、児童生徒一人一人に確かな学力や豊かな心、健やかな体を保持するとともに、いじめや不適応等を解消し、いっそう充実した学校生活を送ることに寄与することを目指したものである。
従来の学校教育の枠組みを堅持しつつ、今までの小学校6年間、中学校3年間のそれぞれの校種の独自の指導計画から、小中学校9年間の一貫した指導方針・指導計画に基づき、系統的・継続的できめ細やかな指導を展開する。
- 小中一貫教育校の設置形態
 - (1) 義務教育学校
一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う学校。
 - (2) 小中一貫型小学校・中学校（併設型小学校・中学校）
既存の学校の基本的な枠組みは残したまま、9年間の教育目標を設定し、系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校で、設置者が同一である学校。

⇒本市では、中学校区ごとに小中一貫教育を実施。

○市内全地区において、中学校区ごとに1つの義務教育学校とした場合

	前期課程(小学校)の学級数について	小学校区及び中学校区について
新治地区	適正規模	旧3小学校全てが旧新治中に進学
新治地区 以外の 中学校区	適正規模を超過	原則、小学校1校につき進学する中学校も1校だが、東小及び土浦二小はそれぞれ2校に分かれて進学

○本市における小中一貫教育の実施形態

小中一貫教育の実施形態
⇒ 施設一体型の義務教育学校
⇒ 施設分離型の小中一貫型小学校・中学校 ※土浦二小が土浦四中と土浦一中、東小が土浦四中と土浦三中に分かれて進学するため、一中地区、三中地区、四中地区では、地区間連携を図る

<方策別課題等一覧_2024年度（平成36年度）>

【神立小学校を除く3小学校と土浦第五中学校で、義務教育学校とすると想定した場合】

方策パターン	統合パターン	統合先	教育上の課題		
			教職員の配置について	学校運営について	児童生徒の活動について
3小1中 統合 義務教育学校とした場合	上東小 + 上西小 + 菅谷小 + 五中	案1' 上東小 (統合先が上西小・菅谷小の場合も同様)	・五中との距離があり、義務教育学校の職員として前後期課程を兼務することができない。(義務教育学校のメリットがない)	・校長が常駐しないケースがあるため、緊急時の対応に不安が生じる可能性がある。 ・義務教育学校としての校務上のメリットはない。(小中学校の区別と同じ)	・義務教育学校として、前後期課程の異学年交流場面の計画が難しい。
		案2' 五中付近 (五中施設の共用無)	・教職員の配置は可能である。 ・施設分離型のため、義務教育学校としてのメリットである乗り入れ授業の機能が不十分である。	・校長が常駐しないケースがあるため、緊急時の対応に不安が生じる可能性がある。	・隣接した施設間であれば、異学年交流を実施することができる。
		案3' 五中隣接 (五中施設一部共用)	・施設一体型とした場合、教職員の人員、構成ともに配置をしやすい。 ・校務分掌としても適材適所に人材を置くことができる。	・施設一体型とした場合、様々な校務を組織的に分担し、機能させることができる。	・施設一体型とした場合、適切な学級編制や異学年交流が期待できる。 ・コミュニケーション力を身につける機会も増加する。 ・行事等で一人一役の運営経験も可能となる。 ・学校生活や校内行事、児童会など、身近に幅広い年齢の中で活動することにより、効果的に人間性や社会性の育成が図れる。

ただし



教育上の課題	方策の有効性
小中一貫教育について	△
・義務教育学校とした3小1中は小中一貫教育をより進めやすくなる。 ・中学校段階になってから神立小児童が後から加わるため、神立小との小中一貫教育の連携が困難である。	△

<参考>
2024年度（平成36年度）の再編以降の考察



◇2024年度（平成36年度）以降、上大津地区全体の児童生徒数の合計が適正規模まで減り、上大津地区全体で1校の義務教育学校とするとした場合（各学年3学級程度、総児童生徒数1000人程度）
※2034年度（平成46年度）までは上記のような減少は見込まれていない。
※2024年度（平成36年度）時点では、上大津地区全体で1校の義務教育学校とすると過大規模校となる。（各学年6学級、総児童生徒数1635人）

統合パターン	平成36年度時点での3小学校の統合先	考察	方策の有効性
4小1中 統合 義務教育学校とした場合	案1 上東小	・義務教育学校の用地と校舎の再検討を要する。 ・大規模な工事となる見込みがある。	△
	案2 五中付近 (五中施設の共用無)	・施設分離型の義務教育学校となる。 ・教職員の配置等は可能だが、義務教育学校としての機能が不十分である。(義務教育学校としなくても対応可能)	○
	案3 五中隣接 (五中施設一部共用)	・施設一体型の義務教育学校とすることができる。 ・乗り入れ授業など、義務教育学校としてのメリットを十分に生かすことができる。	◎